

第2章

グローバルな知的財産環境の整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五大特許庁（以下、「五庁」という。）会合や日中韓特許庁会合等における制度調和や特許分類に関する議論をリードする一方、成長著しいASEAN やインドのような新興国とも連携強化を図るなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1 多国間会合における取組

(1) 日米欧中韓五庁(IP5)会合

①概要

2016年の世界の特許出願件数約313万件的のうち、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)の五庁への出願は約265万件と約8割を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催した。五庁長官会合では、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について3つの作業部会(WG1: 分類調和、WG2: 情報技術関連、WG3: 審査関連)等で検討を行っている。

2017年6月に開催された第10回五庁長官会合では、これまでの五庁ビジョンを見直し、(i) 制度運用調和、(ii) ワークシェアの更なる推進、(iii) 質の高いタイムリーな審査、(iv) 特許情報へのシームレスなアクセス提供、を含む新たな五庁ビジョンに合意した。そして、今後の五庁協力の目指すべき方向性(制度運用調和、品質管理、ワークシェア、特許情報サービス)を掲げた五庁共同声明2017に合意した。その他、五庁プロジェクトの評価・再編については2018年の五庁長官会合にお

いて新たな協力体制の承認を受けること等に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会1: 分類調和

五庁協力のもと、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類(IPC)を細分化させる取組を実施している。現在、(i) 整合している内部分類をIPC化する活動(Activity i: 内部分類改正の結果、整合する場合を含む)、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動(Activity ii) からなる、GCI(Global Classification Initiative)の枠組みで進められており、IPCの細分化の取組は着実に実施されている。

2017年から、いくつかの第4次産業革命に関連した技術についてIPC化に関する活発な議論が行われている。JPOからは、2017年2月にIoT関連技術のIPC化を提案し、早期の実現を目指している。

b. 作業部会2: 情報技術関連

(i) 特許情報

2013年6月に開催された第6回五庁長官会合において、特許審査における先行技術調査の対象である特許公報データ等の特許情報に関し、障壁なき特許情報の普及を目的とした

「五庁特許情報ポリシー」が合意された。同ポリシーには、特許庁は特許情報をマージナルコスト又は無償で提供すべきとする基本原則、及び、特許庁間で無償交換された特許情報の利用範囲や条件が定められている。「五庁特許情報ポリシー」の合意を受けて、2014年6月に同ポリシーに基づいて交換する特許情報の対象や実施時期に関するアクションプランを合意し、同年7月より同ポリシーに基づく特許情報の交換を開始している。

(ii) グローバル・ドシエ¹

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、日本国特許庁は、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。2014年3月には、日本国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）と協力し、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE²とを連携する技術を確立し、全てのWIPO-CASE参加国に日本のドシエ情報を提供可能とした。更に、我が国では2016年7月から特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を通じて、一般ユーザーにもOPDのサービス提供を行っている。

また、ITを活用した新たなサービスの実現について、五庁は短期的優先五項目に取り組んでいる。2016年6月に日本で開催された五庁長官会合では、短期的優先五項目の具体的な実施内容、今後の進め方等について合意し、引き続き各取組を進めている。

c. 作業部会3: 審査関連

(i) 五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく議論をリードしている。

(ii) 審査実務と品質マネジメントの共通ルール

審査実務のルール及び品質マネジメントシステムについて、五庁間で情報を交換し、分析・研究を行い最終的には共通化することを目的とするプロジェクトである。また、五庁の間で品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めると共に、ワークシェアを強化しつつ、各庁の審査の質を向上させるために、五庁の品質管理担当者が一堂に会する品質マネジメント会合（IP5 Quality Management Meeting）を、2014年10月より毎年開催している。2017年11月には第4回品質マネジメント会合が開催され、品質に関するユーザー意見の受付等の各庁の取組についての情報共有、五庁ウェブサイトの活用についての議論を行った。

d. 特許制度調和専門家パネル(PHEP)

2014年6月に開催された第7回五庁長官会合において、特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた調和の議論を進める項目について五庁間で検討され、記載要件、出願人による先行技術の開示義務及び発明の単一性の三項目を、優先的に議論を進める項目と

1 第2部第5章2.(2) グローバル・ドシエ参照

2 Centralized Access to Search and Examination

することに合意した。特に、日本国特許庁が議論をリードしている記載要件については、サポート要件、明確性要件及び実施可能要件に着目した事例研究を進めている。

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BusinessEurope）、韓国知的財産権協会（KINPA）、中国專利保護協会（PPAC）の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2017年5月の五庁長官・ユーザー会合では、第4次産業革命時代の知財保護等について、ハイレベルでの意見交換を行った。

また、2018年1月には、日本国特許庁主催で第5回グローバル・ドシエ・タスクフォース（GDTF）会合を開催し、実務者レベルでグローバル・ドシエに関する様々なトピックについて意見交換を行った。そして、2018年2月には日本国特許庁主催で第2回インダストリー・コンサルティング・グループ（ICG）会合を開催し、実務者レベルで五庁でのワークシェア、制度調和等について意見交換を行った。

(2)日米欧三極特許庁会合

三極特許庁会合は、1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、継続的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェア、PCT等、幅広い分野について議論を行っている。

2018年3月には、日本国特許庁主催で第36回三極特許庁長官会合を開催し、特許制度調和、コンピュータソフトウェア関連発明

の三極比較研究、PCTの品質改善及び標準必須特許に関する取組について議論を行った。

(3)意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁（ID5）会合は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）が、意匠分野における主要五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。

2017年12月のID5第3回年次会合（於、スペイン・アリカンテ）では、意匠保護に関する国際協力の強化と将来的な制度運用の国際調和に向けて、意匠の保護要件（保護対象となり得るデザイン創作物の範囲）、意匠出願のための図面開示要件、外国優先権の実務、意匠検索のための意匠分類、意匠出願や審査に関する統計、について、五庁の制度比較調査の結果を取りまとめるとともに、これらを今後ユーザーに公表することに合意した。また、新しい技術の意匠（GUIに代表されるデジタル技術由来の新しいデザイン等）の保護、部分意匠やグレースピリオドの取扱い等についての研究を、引き続き進めていくことを確認した。

更に、ID5の協力活動に関する情報をユーザーと共有するためのプラットフォームとしてID5公式ウェブサイト¹を設置することに合意するとともに、ID5ユーザーセッションにおいて、新しい技術の意匠の保護をテーマとする五庁担当者と五庁ユーザー間の意見交換を実施した。

②プロジェクトの概要(括弧内は各プロジェクトのリード庁)

a. 意匠統計の取りまとめ(JPO)

五庁にとって相互に関心の高い意匠統計

¹ <http://id-five.org/>



データの共有を目的として、共通の指標に基づく統計データの定期的交換を行うプロジェクト。最新の統計データは、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表している。

b. 意匠分類に関する協定及び実務に関する研究(JP0・KIP0)

五庁が利用する意匠分類の体系及びその運用実務に関する情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、比較研究の結果を取りまとめ、その報告書を ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

c. 意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究(JP0・USPTO)

五庁が意匠出願に対して適用するグレースピリオドに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

d. 意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究(JP0・USPTO)

五庁における部分意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

e. ID5 庁による優先権の実務に関する研究(SIP0)

五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の外国優先権制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。併せて、国内優先

権制度や関連出願、分割出願制度等、各庁が有する国内制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

f. 意匠の保護要件に関するカタログ(KIP0)

五庁における意匠の保護要件に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁における意匠の保護対象、登録要件・特許性要件に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、関連する審判決情報をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

g. 製品表示に関する実務の比較研究(EUIP0)

五庁における製品表示（意匠に係る物品）の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、製品表示が意匠の保護範囲に与える影響についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

h. 意匠の図面要件に関するカタログ(EUIP0)

五庁における意匠の図面表現の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較したカタログを更新するプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

i. ID5 ウェブサイトの開発及び維持(KIP0)

ID5 が、参加各庁間及びユーザーとの間で、協力プロジェクトに関する情報及び意匠保護に関する各庁の制度や施策等を共有するためのウェブサイトを開発し、運営するプロジェクト。ID5 公式ウェブサイトにおいて、ユーザー

への ID5 関連情報提供を行っている。

j. 新しい技術の意匠の保護に関する実務の研究(EUIPO・USPTO)

五庁における、GUI 等、新しい技術に由来した意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を作成する予定である。

k. ID5 庁による優先権書類の交換に関する研究(SIPO・USPTO)

五庁における優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について検討するプロジェクト。WIPO の DAS (デジタル・アクセス・サービス) に代表される優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について各庁が検討し、電子的交換の実現に向けた五庁協力を継続していくことが予定されている。

l. 潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析(EUIPO)

各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画を行うために、潜在的経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測ツールの開発について検討するプロジェクト。各庁における予測手法についての相互理解を深めた上で、出願予測ツール開発の実現可能性について検討する予定となっている。

(4) 商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」は、JPO、USPTO、EUIPO、中国国家工商行政管理総局(SAIC)¹、KIPO の商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各

国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として 2011 年 12 月に創設された枠組みである。

2017 年 11 月にスペイン・アリカンテで開催された第 6 回 TM5 年次会合では、JPO がリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計 13 の協力プロジェクトについて各リード庁から進捗の報告及び今後の進め方に関する提案が行われ、新たに 3 つの協力プロジェクトを採択した。また、会合 2 日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションを開催し、「悪意の商標」、「品質管理」等のテーマについて意見交換を行った。

②プロジェクトの概要(括弧内は各プロジェクトの議論をリードする担当庁)

a. 悪意の商標プロジェクト(JPO)

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5 各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

これまで、3 回のセミナーを開催したほか(2013 年 10 月東京、2014 年 5 月香港、2016 年 3 月東京)、「悪意の商標」に対応するための TM5 各庁の制度・運用報告書の取りまとめ(2014 年 12 月)及び公表(2015 年 4 月)を行った。また、2017 年 5 月、TM5 各庁における悪意の商標出願に関する事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成し、ユーザーに広く周知するため、国際商標協会(INTA)²と共催でジョイント・ワークショップを開催した。「悪意の商標出願事例集」は、TM5 ウェブサイト³において公開している。今後は、TM5 以外の国の事例を追加した拡充版の事例集を作成する予定である。

1 従前、専利は国家知識産権局(SIPO)、商標は国家工商行政管理総局(SAIC)が所管していたところ、2018 年 3 月の第 13 期全国人民代表大会において、中国政府(国務院)機構改革方案が可決されたことを受け、専利、商標ともに SIPO が所管することとなった。

2 国際商標協会(INTA): 191 カ国の政府機関、教育機関、企業など 7,200 以上の会員からなる団体。

3 <http://tmfive.org/>



b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト (JP0)

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクトである。2014年12月の第3回 TM5 年次会合においては、JP0 の主導で、図形商標をイメージ検索する場合の課題及びその解決策、イメージサーチシステムを導入する場合の利用方法等、これまでの共同研究の成果を報告書に取りまとめた。さらに、2017年11月、2回目となる専門家会合を東京で開催し、TM5 各庁が進めるイメージサーチ分野における最新の取組や、企業におけるイメージサーチ技術の最新動向等をテーマに、専門家間での情報共有及び意見交換を行った。今後は、本分野における TM5 各庁や WIPO の取組に関する情報を引き続き収集し、必要に応じ専門家会合等の機会を設けて情報共有を行っていく予定である。

c. 国際商標出願の情報提供拡充による利便性向上プロジェクト (JP0)

一つの出願で複数国への出願が可能となる商標の国際出願（マドプロ出願）制度については、指定国（保護を求める国）レベルでは、権利を取得するための制度や手続が異なる場合があり、言語の違いもあることから、出願人が必要な情報を入手し難い状況となっている。本プロジェクトは、統一したフォーマットで、マドプロ出願手続に関する TM5 各庁の情報を出願人に提供することによって、マドプロ出願制度の利便性向上を図ることを目的としている。

本プロジェクトで作成した TM5 各庁の情報は、2017年5月に WIPO ウェブサイトにて公表された「Madrid Member Profile Database」¹ に、ほぼ全てのマドリッド制度加盟国の情報

を蓄積する形で統合され、第6回 TM5 年次会合をもって本プロジェクトは完了した。

d. TM5 ユーザー参画プロジェクト (JP0・EUIPO 共同)

2015年12月の第4回 TM5 年次会合で、JP0 と EUIPO が共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5 協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

本プロジェクトの一環として、2017年5月、スペイン・バルセロナにて開催された INTA 年次総会において、INTA と共催で、「悪意の商標出願事例集」の公表を目的とした第1回 ジョイント・ワークショップを開催した。

e. 品質管理プロジェクト (JP0・EUIPO 共同: 新規提案)

TM5 各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報を交換することにより、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。第6回 TM5 年次会合にて JP0 及び EUIPO より新規プロジェクトとして共同提案し、採択された。

JP0 がリードするフェーズ1と EUIPO がリードするフェーズ2の二部構成からなり、まずは JP0 がリードして、2018年より各庁の取組・運用について情報を収集し、共有を図る予定である。

f. 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスプロジェクト (TMビュー) (EUIPO)

「TM ビュー」とは、EUIPO が開発した各国商標庁の商標関連情報を一括して検索・照会できるツールであり、TM5 各庁が持つ情報の TM ビューへの統合可能性が検討されている。

¹ <http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/>



USPTO は 2013 年 12 月に、KIPO は 2014 年 2 月に、JP0 は 2015 年 11 月 23 日に TM ビュー上での情報提供を開始している。第 6 回 TM5 年次会合では、SAIC から、2018 年の早い段階での情報統合に向けて取組を進めている旨の報告があった。

g. タクソノミーと TM クラスプロジェクト (EUIPO)

「TM クラス」とは、EUIPO が開発した各国商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索・照会できるツールであり、「タクソノミー」とは、この TM クラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。2017 年 5 月に、TM5 各庁はタクソノミーに関するユーザー調査を開始しており、EUIPO は、各庁におけるユーザー調査の結果を 2018 年の TM5 中間会合において報告する予定である。

h. 共通統計プロジェクト (EUIPO)

合意された共通の統計指標に基づき、TM5 各庁の統計データを定期的に交換するとともに、共通の統計指標について検証するプロジェクト。第 6 回 TM5 年次会合では、本プロジェクトをメンテナンスモード（情報の更新のみを行う状態）に移行することについて合意した。今後は、年に 1 回の頻度で TM5 各庁の統計を交換し、公表可能なデータを TM5 ウェブサイトに掲載していく予定である。

i. ID リストプロジェクト (USPTO)

商標出願で指定する商品・役務の表示 (ID) として相互に受け入れ可能な表示のリスト (TM5 ID リスト) を作成するプロジェクト。2018 年 3 月現在において、約 18,000 件の商品・役務表示が掲載されている。2015 年 1 月 26 日から TM5 ウェブサイト上で TM5 ID リスト専用の検索ツールが利用可能となった。また、TM5 官庁のみならず、現在、カナダ、メキシコ、フィリピン、ロシア、シンガポール、コロンビア、チリの 7 か国が協力覚書を結び参加している。第 6 回 TM5 年次会合では、今後、本プ

ロジェクトへの参加国を拡大していくことについて合意した。

j. 共通ステータスプロジェクト (USPTO)

ユーザー向け商標情報の提供において、商標の状態（権利存続・消滅、不服審判中等）に関する情報をユーザーにわかりやすく提供するため、TM5 各庁で共通に採用できる商標の状態を表示するプロジェクト。2018 年 3 月現在、KIPO を除く TM5 各庁において自庁で提供する商標検索データベースにおいて、商標の状態及びこれに対応するアイコンの表示を行っている。

k. 非伝統的商標へのインデックス付けプロジェクト (USPTO)

TM5 各庁における非伝統的商標の検索方法の調査及びベストプラクティスの共有を行い、最終的には、TM5 各庁共通の非伝統的商標のインデックス付けスキームの作成を目指すプロジェクト。第 6 回 TM5 年次会合では、各庁の検索システムが相違し、非伝統的商標のインデックスを各庁共通で創設することは難しいため、本プロジェクトの今後の方向性として、各非伝統的商標の出願要件のためのガイドを作成することについて USPTO から提案があり、各庁が合意した。

l. TM5 ウェブサイトプロジェクト (KIPO)

TM5 によるウェブサイトを構築し、TM5 の取組に関するユーザーへの情報提供の充実を目指すプロジェクト。2014 年 5 月に、TM5 ウェブサイトが正式にオープンした。TM5 ウェブサイトには、TM5 の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載されている。2018 年 3 月、ウェブサイトのデザイン変更、機能の追加（翻訳機能の追加、各庁に最新ニュース掲載のための権限の付与等）が行われた。

m. 審査結果に関する比較分析プロジェクト (KIPO)

TM5 各庁の審査基準や実務について理解を

深めることを目的とするプロジェクト。マドリッド協定議定書に基づき TM5 各庁に出願された商標について調査を実施している。第 6 回 TM5 年次会合では、各庁が追加の 50 件について調査を行うことについて合意した。2018 年の第 7 回 TM5 年次会合において調査結果が提示される予定である。

n. TM5 各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報提供プロジェクト(KIPO)

ユーザーの利便性のために、TM5 各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報を集め、それを TM5 ウェブサイトに掲載することを目的とするプロジェクト。現在まで 200 件の事例について調査を行っており、2018 年には追加の 100 件を調査し、2018 年の第 7 回 TM5 年次会合においてその結果が提示される予定である。

o. 優先権書類プロジェクト(EUIPO・新規提案)

パリ条約に基づく優先権主張に係る提出書類は、提出先の各庁における審査実務に従って翻訳し、又は証明書類等を添付する必要があるが、各庁における審査実務に差異があるため、提出書類を判断する官庁側だけでなく、提出書類を作成するユーザー側にとっても多くの負担があった。そこで、ユーザーの優先権書類に係る負担軽減を目的として、TM5 各庁の優先権書類の実務の情報を収集・研究することが、第 6 回 TM5 年次会合において、EUIPO から新規プロジェクトとして提案され、採択された。今後、各庁における優先権書類の受諾要件に関するリストを作成し、最終的に比較研究した結果を TM5 ウェブサイトに公表する予定である。

p. 詐欺的請求プロジェクト(USPTO:新規提案)

第三者が、公開されている商標出願及び商標登録データを悪用し、官庁や政府機関に似せた名称で、出願人又は権利者等に詐欺的請求書を送付することで、出願人等に混乱が生

じる事態が米国及び欧州を中心に発生している。そこで、TM5 の枠組みを利用し、詐欺的請求に関する情報提供を行うことを目的として、第 6 回 TM5 年次会合において、USPTO から新規プロジェクトとして提案され、採択された。今後、詐欺的請求の問題と対処方法について、各庁から情報収集を行う予定である。

(5)日ASEAN特許庁長官会合

ASEAN 諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げており、今後、高・中所得者層が増加することで、高品質・高付加価値な製品・サービスに対する需要が高まり、優れた技術、デザイン、ブランドに対する需要が増加することが予測される。また、域内の経済活動の自由化を目的とした ASEAN 経済共同体(AEC)が 2015 年に実現され、我が国にとって ASEAN 諸国はこれまで以上に重要な一大経済圏となることが予想されている。

このような状況の下、貿易・投資を促進する上で重要な基盤となる知的財産権制度、運用の改善が急務となっている。

日本国特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のために ASEAN 諸国への知的財産協力を強化している。2012 年より毎年、日 ASEAN 特許庁長官会合を開催し、日本国特許庁と ASEAN 諸国の知的財産庁との間で取り交わした知的財産に関する協力覚書に基づいて、ASEAN 諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく、日 ASEAN 知的財産アクションプランを策定し、ASEAN 諸国への知的財産協力を実施している。

直近では、2016 年 7 月にインドネシアにおいて、第 6 回日 ASEAN 特許庁長官会合を開催し、第 7 回日 ASEAN 特許庁長官会合については、2017 年 5 月に金沢で開催した。

また、2017 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議では、これまでの日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた知財協力の成果を賞賛する議長声明が採択された。

(6) 日中韓協力

① 日中韓特許庁長官会合

JPO、SIPO、KIPO は、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001 年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2017 年は韓国がホストを務め、12 月に韓国済州島で開催された第 17 回日中韓特許庁長官会合では、審判分野、意匠分野、人材育成分野等に関する協力について以下の議論を行った。

a. 審判分野の協力について

日中韓における特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する比較研究（日本の判定制度、韓国の権利範囲確認審判、中国の専利侵害紛争審判を対象に比較）の結果を承認し、これを公表することに合意した。

b. 意匠分野の協力について

三庁は、2017 年 5 月に韓国で開催された第 8 回日中韓デザインフォーラムが三庁とユーザーとの交流を推進する機会として有意義であったことを確認するとともに、2018 年度に日中韓デザインフォーラムを日本で開催することに合意した。

c. 人材育成分野の協力について

日中韓人材育成機関長会合の名称を日中韓人材協力会合へと変更し、充実を図り、2018 年度の日中韓人材協力会合を中国で開催することに合意した。

d. 日中韓協力枠組み

日中韓特許庁協力の進め方について、毎年、重点分野によりリソースを集中させて協力を進めるための枠組みの見直しに合意した。

e. 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、SIPO、KIPO は、三庁、各国産業界及び知財関係者が一堂に会し、東アジア一体の

知財保護の実現に向けて、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013 年 11 月に、日中韓の枠組みでは初の試みとなる日中韓知的財産シンポジウムを北海道にて開催した。2017 年 12 月には、韓国済州島にて第 5 回シンポジウムを開催し、第 4 次産業革命に対応した知財戦略について、各国有識者による講演とパネルディスカッションが行われた。



第 17 回日中韓特許庁長官会合

② 各プロジェクトの概要

第 17 回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓デザインフォーラム

日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓の意匠制度に関する情報交換と相互理解の促進を目的として、日中韓デザインフォーラムを、2010 年以降毎年開催している。「キャラクターデザインの法的保護」をテーマに 2017 年 5 月にソウルで開催された第 8 回日中韓デザインフォーラムでは、日中韓の各庁より、自国の意匠制度の最新状況とともに、意匠権を含む知的財産権によるキャラクターデザインの保護の状況について情報共有がなされた。また、日中韓の企業からも、キャラクターを用いたビジネスの展開状況等についての発表がなされた。

b. 日中韓審判専門家会合(JEGTA¹)

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合を東京で開催した。2017年9月には、第5回会合を大田（テジョン）で開催し、審判をめぐる最近の状況、特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する比較研究、今後の協力等について意見交換を行った。

c. 日中韓人材育成機関長会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2017年9月には、第8回会合が大阪で開催され、各機関における研修及び知的財産人材育成に関する業務について情報交換するとともに、eラーニング教材のリスト交換を行うこと、講師の相互派遣を積極的に実施することに合意した。

(7)最高財務責任者(CFO)会合

CFO会合は、2015年に創設された枠組みであり、各国特許庁の財務責任者が集い、財政状況、料金制度（料金体系や料金改定）等の情報及び今後の方向性について意見交換を行っている。

2015年4月に、米国にて第1回CFO会合が開催され、第2回CFO会合は2016年11月に我が国で開催された。直近では、2017年10月にオーストラリアにおいて、第3回CFO会合が開催された。

第3回CFO会合の主なアジェンダは、各国特許庁のビジネス動向（組織・人事、各種申請件数、歳出入の動向、主な制度変更内容等）、支出費用（職員数、特許件数別）と料金構造、中小企業・大学・ベンチャー等への料金減免制度とその運用、IT投資における優先順位とその決定及び修正過程のあり方、民間金融機関における知財評価と融資態度、政府の果たすべき役割など、幅広い議論が実施された。

1 JEGTA: Joint Experts Group for Trial and Appeal

2 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）の TRIPS 理事会¹において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1) 世界知的所有権機関(WIPO)

WIPO は、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である²。加盟国は日本を含め 191 か国³であり、知的財産に関する諸条約の管理業務（特に国際出願の受理・公報発行）のほか、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPO の予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の 9 割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約 4 分の 3 を占める。



WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）



WIPO 加盟国総会の様子

① WIPO 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体の予算の策定、事務局長の任命、PCT やマドプロの規則改正の承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第 57 回加盟国総会は、2017 年 10 月に開催され、日本からは、宗像特許庁長官、嶋野特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭、我が国を代表して宗像長官が一般演説を行い、新たな技術がもたらす課題を克服して「IP4.0 (Intellectual Property 4.0)」とも言うべき新たな知財制度の時代を拓くべきことを呼びかけ、国際機関として重要な役割を担う WIPO に対する期待を表明した。

本総会では、2018/19 年度計画予算案の承認のほか、WIPO 外部事務所の新規開設、遺伝資源等政府間委員会（IGC）のマンデートの検討等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。



宗像長官の一般演説

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1970 年に設立され、1974 年に国連の 14 番目の専門機関となった。
3 2018 年 3 月現在

②特許

a. PCT 関連会合

PCT は、一つの国際出願により、152 개국¹の締約国全てに出願した効果を与える条約であり、1970 年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT 制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001 年から PCT リフォームの議題が議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT 国際機関会合（PCT-MIA）、PCT 作業部会、PCT 同盟総会等において、PCT 制度の更なる発展について検討が行われている。

(i) PCT 作業部会

PCT 作業部会は、PCT 同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。

2017 年 5 月にジュネーブで開催された第 10 回会合では、ePCT をはじめとする IT サービスの改善に関する議題、官庁間における手数料取引の効率化や新たな減額措置など手数料関係の議題、及び発明の名称の英訳提出や要約の文字数などの手続面の議題について議論が行われた。

同作業部会と同時期に開催された PCT 技術協力委員会（CTC）では、2017 年末をもって満期を迎えることとなっていた当庁を含めた既存の 22 の国際機関（ISA・IPEA）について、同盟総会に対して再任の助言を行うことを決定した。さらに同委員会では、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）からの任命申請に基づき、同じく同盟総会に対し、IPOPHL の ISA・IPEA 任命のための助言を決定した。

なお、以上の議題のうち、作業部会が議決した PCT 規則改正案と CTC が助言を決定した既存機関の ISA・IPEA 再任及び IPOPHL の任命については、2017 年 10 月に開催された PCT

同盟総会で承認された。

(ii) PCT-MIA

PCT-MIA は、ISA・IPEA として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT 作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。

2018 年 2 月、スペイン・マドリードにおいて開催された第 25 回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のための PCT 国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について引き続き多くの参加国からの支持が得られたため、事務局はガイドラインの改訂に向けた各国への意見照会手続に入った。そのほか、品質管理システムに関する同ガイドライン 21 章の強化や、PCT 制度の将来等についても議論が行われた。

b. WIPO 特許法常設委員会(SCP)

SCP は、2000 年 11 月の第 4 回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。2005 年 6 月の第 11 回会合以降、南北対立により 3 年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回会合が開催され、2011 年 5 月の第 16 回会合以降、「特許権の例外と制限」、「特許の質（異議制度を含む）」、「特許と健康」、「依頼者と代理人の間の秘匿」、「技術移転」の 5 項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

2017 年 12 月の第 27 回会合では、これらの 5 項目に関するプレゼンテーション等を通じて意見交換がなされ、我が国からは、「特許の質（異議制度を含む）」の項目に関する議題についてプレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第 27 回会合のワークプログラムをベースにしたプログラムが合意され、第 28 回会合で引き続き議論が行われることとなった。

1 2018 年 3 月現在

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが商標、意匠及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、2006年11月の第16回会合から、手続の調和に向けた検討を行っており、各国制度の調査と手続項目ごとの整理比較を経て、第24回会合(2010年)以降は、意匠法条約(仮称。以下、「DLT」という。)を想定した具体的な条文案(以下、「DLT案」という。)に基づき議論がなされた。これまでの累次の会合を経て、多くの国がDLT案については外交会議の開催に十分なほど議論が成熟したと認識している。しかし、(i)途上国における同条約の履行を促進するための技術支援や能力開発に関する規定、及び(ii)伝統的文化表現等の出所開示に関する規定¹の位置づけについては、依然として各国間の懸隔が残っている。これら論点は2016年及び2017年の一般総会でも議論されたが依然として対立は解消せず、外交会議開催を目指し、2018年の一般総会で引き続き検討することとなっている。なお、第35回会合(2016年4月)以降は、同会合において我が国と米国、イスラエルの共同提案により実施した、グラフィカルユーザーインターフェース等を含む新技術の意匠の加盟国における保護状況に関する調査を踏まえた議論や、優先権書類のためのデジタルアクセスサービス(DAS)への各加盟国の参加検討状況に関する情報共有が行われている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

ハーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約である。幾度かの改正の後、実体審査国等の参加による地理的な拡大を目指して、1999年にジュネーブ改正協定が採択された。

同協定は、2015年5月13日に、我が国について発効し、特許庁は意匠の国際登録出願の受付を開始した。

2018年3月現在のジュネーブ改正協定締約国は、米国、韓国、欧州連合(EU)、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、ノルウェー、トルコ、シンガポール、ロシア等の53か国・地域である。また、ハーグ協定に基づく2017年の国際意匠登録件数は5,041件(複数意匠一出願制度を採用しているため、意匠数では計19,241件)であった²。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ同盟総会によって2011年に設立された。同作業部会では、ハーグ協定及び同ジュネーブ改正協定締約国並びにオブザーバー(ユーザーグループ及びハーグ協定未加盟国)が一同に集まり、ユーザーニーズを踏まえたハーグ制度の改善のために必要な共通規則及び実施細則の改正に係る議論が行われている。我が国は、2015年12月の第5回会合からジュネーブ改正協定締約国として正式参加している。2016年6月の第6回会合では、創作者の氏名又は住所の追加変更や国際事務局による審査に関する共通規則の改正提案、国際登録簿におけるデータ構造の刷新に関するプロジェクト、ハーグ制度における最近の動向等について議論が行われた。

なお、前記作業部会で議決した共通規則の改正提案は、第5回作業部会で議決した改正事項とともに、2016年10月に開催されたハーグ同盟総会で承認された。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する協定であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類(ロカルノ分類)は、クラスとサブクラス、各サブクラスに分類される物品のリスト及び注釈から構成される。最新版は

1 2014年11月の第32回会合でアフリカグループから提案された。

2 <http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp>



2017年1月に発効された第11版であり、32のクラスと219のサブクラスで構成される。

同協定は、我が国では2014年9月24日に発効した。2018年3月現在のロカルノ協定締約国は、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国等の54か国である。

2017年11月には、ロカルノ同盟第13回専門家委員会が開催され、我が国は締約国として正式参加した。同会合では、各締約国より提出されたロカルノ分類へのサブクラスの追加提案、またVRヘッドセットのような新規な製品を製品リスト追加する提案等について議論され、次版において、これらの議論結果が反映されることが決定した。

④商標

a. マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2018年3月現在、日本を含む100か国が加盟している。

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び議定書（マドリッドシステム）については、制度の見直しを行うため、2005年からWIPOマドリッドシステムの法的展開に関する作業部会（なお、第4回会合までアドホックな会合とされていた。）が開催されている。

2017年6月に開催された第15回作業部会においては、主に、各指定国官庁に対して個別に行うべき代替¹の記録申請を、国際事務局経由で一括して行うことを可能とする提案や、限定²の審査を本国官庁、国際事務局又は指定国官庁のいずれが行うべきかに関する問題が議論された。また、同会合に合わせて開催されたラウンドテーブルにおいては、分類審査ガイドライン、同一性の認証等をテーマに、事務局が発表を行い、参加国・団体の間で意見交換が行われた。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

商標分野では、主に国名の保護について議論が行われている。

国名の保護については、2014年3月の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のために、国名と誤認混同のおそれのない場合でも国名と抵触する商標の使用を禁じる規定や、国名を含む商標の登録に際して当該国の許認可を必要とさせる規定を含む共同勧告案が提案された。また、2016年4月の第35回会合からは、ジャマイカによる共同勧告案と併せて、事務局は、将来的に各国実務の調和の可能性が高い6つの分野（収束可能範囲）を提示した。第36回会合では、そのうち更なる議論を行うことに異論が示されなかった4つ（国名の観念、記述的と判断された場合の非登録可能性、無効及び異議申立手続、標章としての使用）について優先的に議論することに合意し、続く第37回・第38回でさらに議論が深められた。

地理的表示（GI）については、2015年10月のWIPO加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定された。これを受けて、当該調査の内容及び進め方について議論されてきたが、第38回会合（2017年10月）において、各国・地域のGI保護制度に関する調査についての作業計画が採択され、今後はこの作業計画に沿って各国への調査が行われることとなった。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(IGC)³

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源（GR）・伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）⁴に対して、国際的な保護の枠組

1 ある締約国において既に商標登録が存在する場合に、同一の商標が国際登録され、その締約国を領域指定すると、当該締約国における国内登録を国際登録に置き換えることができる仕組み。代替により、複数の締約国において別個に存在する国内登録を国際登録として一元管理できるようになる。

2 国際登録簿に登録されている指定商品・役務について、一部の国に対して範囲を限定して審査を求める手続。

3 Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

4 最新のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

みを知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに35回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというIGCのマンデートに基づき、遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現のそれぞれについて具体的なテキストに基づく議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組みの創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2017年10月のWIPO一般総会では、2018/19年のマンデートに関し議論が行われた。先進国と途上国との間で、会合の開催回数、日数、形式等が争点となり、協議は最終日まで難航した。その結果、最終的に、(i) 2018/19年中に「国際的な法的文書」のテキストをまとめることを目的に議論すること、(ii) 法的・政策的・技術的問題に対処する場としての「アドホック専門家グループ」(ad hoc expert group(s))を設立してもよい(may establish)こと、(iii) 2018年のWIPO一般総会で現状の報告を行い、2019年のWIPO一般総会では、議論の成熟度に基づき、外交会議開催や交渉継続の可否について決定すること、(iv) 2年間で計6回(GR2回、TK/TCEs 4回)のIGC会合が5日間(又は6日間)ずつ開催されること等を内容とするマンデート及び作業計画が合意されるに至った。

2018年3月に行われた第35回会合では、前記マンデート及び作業計画に基づき、遺伝資源について集中的な議論が行われた。議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合と全体会合とを組み合わせ、政策目的、保護対象、出所開示及び

誤った特許付与防止のためのデータベースを含む防御的措置といった論点について議論が行われた。

出所開示に関しては、途上国は、遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示させ、不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であり、データベースは出所開示を補完するものにはすぎないとした。一方、先進国(日本・米国等)は、遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響を及ぼし、イノベーションを阻害しかねないとの懸念から、その導入に反対した。また、知的財産の専門機関であるWIPOにおいて対処すべきは誤った特許付与の問題であり、データベースにより審査官が必要な情報を利用可能とすることが重要であると主張した。その結果、双方の主張の懸隔は埋まらず、引き続き第36回会合で議論が行われることとなった。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会(CDIP)¹」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ること

1 Committee on Development and Intellectual Property

を狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト¹上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているジャパン・ファンド事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2018年3月現在、214件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会(CWS)

CWSは、2009年9月のWIPO一般総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2017年5-6月に開催された第5回会合では、XMLを使用したスクレオチド等の配列表の表記に関するWIPO標準ST.26が改訂されるとともに、リーガルステータスデータの交換に関するWIPO標準ST.27及びオーソリティファイル²に関するWIPO標準ST.37が採択された。

d. WIPO GREEN

WIPOでは、規範設定のほかにも、グローバルな課題（特に公衆衛生、気候変動、食料安全）の解決に向けて知的財産が果たすべき役割を重要視し、知的財産の面から課題解決に貢献すべく様々な検討・取組を行っている。

そして、我が国としても同課題解決に貢献すべく、WIPOの取組を支援している。

とりわけ「WIPO GREEN」は、日本知的財産協会（JIPA）の構想に端を発した取組であり、我が国としてもこれを支援している。この取組は、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォーム作りを目指し、提供側の技術情報、及び導入側のニーズ情報の双方をデータベースとして蓄積し、技術提供側と導入を希望する側を引き合わせるハブとしての役割を果たす、いわゆるマッチング・データベースを整備するものである。環境技術に関する特許のライセンスのみならず、ノウハウや生産プロセス、資金調達、人的役務支援等を「技術パッケージ」として提供することで技術移転取引の促進を図ろうとするものであり、実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPOによって契約ひな形の提供等の取引支援も行われる予定とされている。我が国政府はWIPOへの任意拠出金（WIPOジャパン・トラスト・ファンド）を通じて、データベース構築等に係る費用の一部負担、特定分野における技術ニーズ調査事業³の費用負担等、「WIPO GREEN」事業を支援している。

2013年11月から運用が開始され、2018年3月現在、提供技術情報は2,994件、ニーズ情報は158件が公開されている。

¹ <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

² 各庁が発行した公報に関する基本的な情報（公開番号、発行日等）のリストであり、データベース内の公報の存在確認（公報データ欠損の検出）のための参照元となるもの。

³ 提供側の技術情報に比して、登録数が極端に少ないニーズ情報を増やす目的で2014年度にWIPOが実施した調査事業。



世界知的所有権の日 (World IP Day) について

WIPO 日本事務所カウンセラー 野田洋平

このコラムを読まれている方は、4月18日が何の日かご存じだと思う。そう、日本で専売特許条例が公布された「発明の日」である。それでは、ほぼ一週間後の4月26日は、何の日かご存じであろうか。

4月26日は、「世界知的所有権の日 (World IP Day)」である。世界知的所有権の日は、知的財産が日常生活で果たす役割について認識を高め、発明家や芸術家による世界中の社会の発展への貢献を記念するために、WIPO 加盟国により2000年に制定された。世界知的所有権の日は、「世界知的所有権機関を設立する条約」が1970年4月26日に発効したことに由来し、毎年、4月26日に世界中で記念行事が開催されている。

世界知的所有権の日には、毎年、異なるテーマが設定される。ご参考までにここ数年のテーマを以下に掲載する。また、過去に開催されたイベントについては、WIPOの「World IP Day」ウェブページの「Event Map」¹から確認できる。

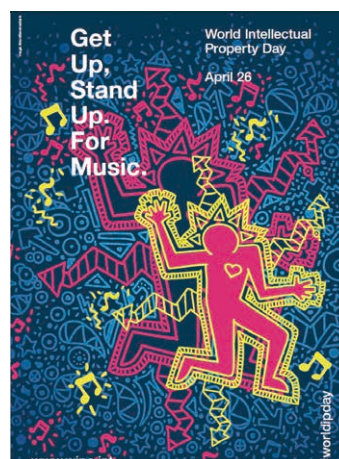
2017年「Innovation -
Improving Lives」



2016年「Digital Creativity:
Culture Reimagined」



2015年「Get up, stand up.
For music.」



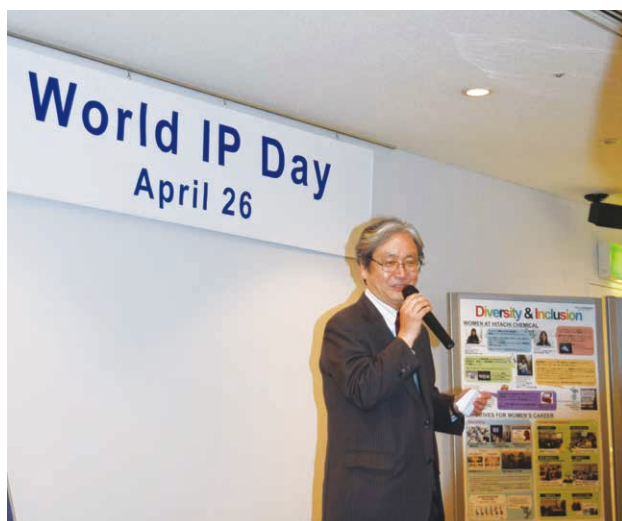
今年、2018年の世界知的所有権の日のテーマは「変革の推進：イノベーションと創造において活躍する女性 (Powering change: Women in innovation and creativity)」である。2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の17の目標のうちの5番目「ジェンダー平等を実現しよう」と関連するテーマである。



¹ <http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2018/map.html>



今年もこのテーマの下、世界中でイベントが開催された。WIPO 日本事務所としても、4月26日に、世界知的財産の日を祝う祝賀会を東京青山の国連大学にて開催した。本祝賀会には、今年のテーマに沿って、イノベーションにおいて活躍する女性の方々をスピーカーとして招待した。具体的には、退職後に還暦を過ぎてからパソコンの勉強を始め81歳でスマホのアプリを開発し話題となった若宮正子氏をはじめ、女性発明者を含む PCT 出願の割合が最も高い日本企業として日立化成株式会社や、2017年、WIPO GREEN にパートナーとして参加された富士通株式会社から、女性のスピーカーを招待した。本祝賀会には、産業界、国連関係者、知財関係者、大学等の各方面からご参加いただき、イノベーションと創造における今後の女性の活躍等について意見が交わされた。



開会挨拶を行う大熊 WIPO 日本事務所長



スピーチを行う若宮正子氏



世界知的財産の日（World IP Day）祝賀会の様子

今後も、4月26日の世界知的財産の日が、イノベーションや創造の大切さ、それを促進する制度としての知的財産権制度について、日本、そして世界中の人が思いを馳せる日になればと思う。

(2)世界貿易機関(WTO)

①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)¹とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)²との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題³と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国(主として、途上国)は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識(遺伝資源等)の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件(新規性・進歩性等)を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正(特許出願時の遺伝資源等の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示)すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書⁴が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC⁵と同様に、特許審

査用データベースの構築提案を行っている。

b. 医薬品アクセス

途上国の国民にとって医薬品が高価となっている原因として特許権の存在が指摘され、国際的な関心が高まっていたことを受け、2001年11月、第4回閣僚会議において、「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。2003年8月の一般理事会において、本宣言のパラグラフ6の実施に関する決定が行われた⁶。さらに、2005年12月の一般理事会では、同決定をTRIPS協定に反映するためのTRIPS協定改正に関する議定書が採択された。

改正議定書は、2017年1月、WTO全加盟国・地域の3分の2に当たる110加盟国・地域が受諾したため、受諾した加盟国・地域の間で改正議定書が発効した⁷。

我が国は、2007年6月の国会承認を受けて、2007年8月31日にWTO事務局長に対し受諾書を寄託済みである。

TRIPS理事会においても、我が国は知的財産と公衆衛生の議論に貢献すべく、積極的に議論に参加している。

c. 知的財産とイノベーション

知的財産活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2017年のTRIPS理事会では、「包摂的なイノベーションと零細・中小企業」を同年テーマに、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の協力(3月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の成長(6月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の

1 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源(ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する)の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。

3 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。

4 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

5 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会

6 上記宣言のパラグラフ6に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題に対して、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件のもとで、他国の公衆衛生の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することを認める決定。

7 発効した改正議定書の効力は受諾国に対してのみ有効。非受諾国については、効力は及ばないが、2003年一般理事会決定が引き続き有効であり、パラグラフ6の利用が可能。

貿易（10月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を説明した。他方、インド、ブラジル等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張した。

d. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS 協定第 66 条第 1 項では、LDC に対し TRIPS 協定を履行するまでに 10 年の経過期間が与えられていた。これについて、LDC からの経過期間延長要請が TRIPS 理事会で承認され、現在、2021 年 7 月 1 日まで経過期間が延長されている。

また、2015 年 2 月の TRIPS 理事会では、医薬品に関して、TRIPS 協定第 2 部第 5 節の「特許」及び同第 7 節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS 協定第 70 条第 8 項（メールボックス出願規定）の履行義務免除、並びに TRIPS 協定第 70 条第 9 項（排他的販売権規定）の履行義務免除を、各国が LDC である限り無期限に認めるよう LDC から提案がなされた。以降、LDC と各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033 年 1 月 1 日まで前記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度(TPRM¹)

TPRM は、WTO 加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO 加盟国の内、過去 3 年間の貿易量の平均の上位 4 か国（近年は概ね日本、

米国、EU 及び中国）は 2 年に 1 回、次の 16 か国は 4 年に 1 回、その他の国は 6 年に 1 回、TPRM の対象国となる。我が国に対する TPRM に基づく検討会合は、直近では 2017 年 3 月に実施され、多くの国から、我が国の知的財産制度及び運用等について質問がなされた。

(3) APECにおける知的財産権専門家会合(IPEG)

APEC とは、アジア太平洋地域の 21 か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995 年の APEC 大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する 15 の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEG では、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001 年に TRIPS 協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画（CAP:Collective Action Plan）に従った活動を行っている。IPEG の具体的活動としては、通常毎年 2 回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2017 年 8 月の第 45 回会合では、IoT に対応した特許審査に係る取組、包括的なイノベーションと中堅中小企業の成長、WIPO ジャパン・トラスト・ファンドを活用した取組について紹介した。また、2018 年 2 月の第 46 回会合では、日本における IPR 強化に向けた行政機関間での連携、ユーザーフレンドリーな審査に向けた取組、前回に案内していた WIPO ジャパンファンド 30 周年記念ハイレベルフォーラムについて紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

3 途上国の知的財産制度整備に向けた取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、かつ、必要なインフラであることから、これらの国における知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援し、知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、途上国経済自体の自立的な発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。加えて、知的財産制度の確立は、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げただけではなく、対内直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展につながるものである。このような観点から、日本国特許庁は途上国に対して、知的財産権の保護強化及び執行強化の観点から人材育成や情報化等を積極的に支援している。

また、途上国においては国ごとに知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえ、対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

本節では、政府開発援助（ODA）のスキームの活用を中心とした我が国の取組について、その概要を紹介する。

(1) ODAのスキームを活用した取組

① ジャパン・トラスト・ファンド(世界知的所有権機関(WIPO))

WIPO に対して 1987 年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域の WIPO メンバー途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修、専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等の各種事業を実施している。また、2008 年、当該ファンドを拡充し、アフリカ地域における知的財産を活用した自立的経済発展を促進するためのファンドを創設した。同ファンド事業では、知的財産権制度の重要性への意識向上、知的財産法制度の整備・拡充、知的財産専門家の人材育成を目的に、ワークショップ等の開催、研修、情報化支援等を積極的に推進している（情報化支援に関しての詳細は、第3部第2章3. (3) 新興国の情報化等への協力に関する取組を参照。）。

（新たな協力の方向性）

本ファンドが創設されてから 30 年が経過

し、知財を取り巻く各国の環境も変化してきた。今後、知財庁の制度整備・人材育成については引き続き協力しつつ、当該ファンドを通じて、知財が活用される環境を構築していくための協力や優れた地域製品のブランディング化への協力など、開発途上国のニーズに対応した新たな協力を実施する。その一環として、2018 年 2 月に WIPO、日本国特許庁、日本貿易振興機構（JETRO）との間で、「知財と貿易投資の連携枠組」を構築することに合意した。

② 技術協力プロジェクト¹等(独立行政法人国際協力機構(JICA))

現在、インドネシアにおいて、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（2015 年 12 月－2020 年 12 月）が実施されており、日本国特許庁から職員 1 名を長期専門家として派遣するとともに、案件に応じた短期専門家の派遣、研修生の受入れを通じて、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。本プロジェクトは、日本国特許庁がこれまで

1 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という 3 つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業形態。

行ってきたインドネシアにおける知的財産権の保護強化に関する支援を発展、拡充するものであり、これにより、知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性を向上させ、知的財産を保護する体制が強化されるなど、ビジネス環境の改善が期待される。

また、ミャンマーにおいて、知的財産法の成立後に円滑に知的財産制度を運用するために、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として2015年3月から派遣し、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用にあたっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

(2)人材育成に関する協力

日本国特許庁では、人材育成に係る協力として、ワークショップ開催、研修生の受入れ、専門家派遣等を実施している。

人材育成に関する2017年度の主な活動は以下のとおり。

①専門家派遣

WIPO ジャパン・トラスト・ファンド及びJICA 技術協力プロジェクト等のスキームを活用して、日本国特許庁職員を途上国の知的財産庁等へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行っている。2017年度は、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モロッコ、ジンバブエ、ボツワナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

②短期・中期研修生の招へい

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等のための人材育成を目的とし、審査官、行政官、執行官をはじめとした知財専門家の能力向上を目的とした研修を実施している。1996年4月ー2018年3月の22年間にわたり、

アジア太平洋地域を中心とした77か国5地域から官民合わせて5,921名の研修生を招へいた。2009年度からは、中期的プログラムとしてサーチ及び審査実務に主眼をおいた特許審査実践研修を実施している。

2017年度はブラジル・エジプト・トルコの特許審査官を各2名、インドの特許審査官を4名招へいして、約2か月の研修を実施した。



2017年度 特許審査実践研修 研修生受入れ

③長期研究生の招へい

途上国において知的財産権に係る分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2017年度は、ARIPO、カンボジア、フィリピン、インドから各1名、計4名の長期研究生を招へいして、約4か月の研修を実施した。

④フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、日本国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地知的財産庁の主催によるセミナーを開催している。2017年度は、ベトナム、ラオス、インドネシア、ミャンマーにおいて開催した。

⑤セミナー、ワークショップ等の開催

WIPO ジャパン・トラスト・ファンドにより運営されていた主な会合の開催実績は次のと

おりである。

a. 大学・研究機関向け知財活用環境整備に関するリージョナル会合(大阪)

本会合は、知財を活用したイノベーション創出のプラットフォーム形成を目的とする「知財活用環境整備事業」の一環として開催された。大学・研究機関における技術管理や知財活用を促進するために、同プロジェクト対象国の大学・研究機関等の学長・副学長級を日本に招へいし、産学連携や技術移転等の知財の活用に関する知見や経験の共有と意見交換を行った。プロジェクト対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイから計39名が参加した。

b. マドリッド制度運用・加盟のための知財庁職員向けのリージョナル会合(東京)

アジア太平洋地域の知的財産庁におけるマドリッド制度実務担当者及び同制度未加盟国の実務者が一堂に会し、マドリッド制度に関する実務の改善に向けた意見交換やアジア太平洋地域における共通の課題について議論を行うとともに、同制度未加盟国に対しては加盟国より知見の共有を行うことを目的として、2017年10月に開催された。

本会合では、15か国から計25名が参加し、マドリッド制度の最新の情報の共有や本国官庁や指定国官庁の業務運用の課題や改善策等について議論がなされた。

c. 東南アジア・南アジア知財庁長官級会合(HIPOC)(東京)

本会合は東南アジア、南アジア地域等の知財庁長官級を対象にWIPOと各国長官等が様々な課題やテーマについて情報共有と意見交換を行うことを目的に2015年から開催されており、今回、2018年2月にジャパン・トラスト・ファンドの事業として開催された。

通算6回目となる今回は、「技術支援」をテーマに開催され、16か国・機関から知財庁長官を含む約30名が参加した。本会合ではWIPOにおける現在の途上国支援ツールを議論しな

がら、我が国の技術支援、協力内容の知見や経験を共有し、今後の途上国協力の支援ツールや手法について議論を行った。

d. ジャパンファンド30周年記念「WIPOハイレベルフォーラム」(東京)

本フォーラムはジャパンファンド創設30周年を記念して、開発途上国等の54か国・機関から知財庁長官を含む約100名を招待し、今後のジャパンファンドを通じた協力について議論を行った。(詳細はColumn 41 参照)

e. ワークシェアリング促進のためのWIPO-CASE ナショナルワークショップ(タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア)

2017年4月にタイにて、タイ知的財産局(DIP)の特許審査官等30名程度を対象に、2017年6月にベトナムにて、ベトナム知的財産庁(NOIP)の特許審査官等70名程度を対象に、2017年11月にマレーシアにて、マレーシア知的財産公社(MyIPO)の特許審査官等80名程度を対象に、2018年2月にインドネシアにて、インドネシア知的財産総局(DGIP)の特許審査官等30名を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップでは、特許審査におけるワークシェアリングの重要性や有効性について認識を深めることを目的として、WIPO-CASEの利用方法やWIPO-CASEから参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。日本国特許庁からは、特許審査におけるワークシェアリングの意義を説明すると共に、日本国特許庁の審査書類の種類や読解手法といった書類情報の活用方法を紹介した。

f. ワークシェアリング促進のためのWIPO-CASE リージョナルワークショップ(シンガポール)

2018年3月にシンガポールにて、ASEAN諸国及びモンゴルの知財庁から3、4名、計40名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。日本国特許庁からは、我が国の国

内の特許審査の実務をサポートする IT システム（サーチシステムや起案システム等）について紹介するとともに、IT の活用による審査効率と品質確保の取組（OPD や WIPO-CASE を活用した他庁審査結果の参照、品質管理の仕組み等）について紹介した。ASEAN 諸国及びモンゴルの知財庁からは、審査実務の概要や IT インフラの整備状況等が共有され、ワークシェアリング促進に向けた課題等について活発な意見交換が行われた。

g. 商標審査官のための IPAS¹に関する WIPO 地域研修ワークショップ(ボツワナ)

サブサハラのアフリカ諸国の商標審査官に対し、商標審査・情報検索のためのシステム（IPAS 等）の利用のノウハウや、商標審査に利用可能な WIPO ツールとサービスについて習熟させることにより、当該地域の商標権設定の迅速化と最適化を推進させることを目的として、2017 年 7 月にボツワナで開催された。ボツワナを含め、アフリカ 20 か国の知財庁の商標審査官等、30 名以上が参加した。WIPO 職員によるデータ交換・品質管理や IPAS 利用等に関する講義や、参加各国によるカントリーレポート等が実施される中、日本国特許庁からは、日本の商標分野における機械化の歴史や、商標審査・情報検索システムの概要等について紹介した。

h. ブランディング(商標化)プロジェクト～タイタバスケット～（ケニア）

ケニアの民芸品であるタイタバスケットの

商品価値と市場競争力を向上させることを目的としたブランディングプロジェクトを 2015 年度に立ち上げ、現地職人の織工技術や商標制度への理解の向上のためのワークショップの開催や、展示会の実施、さらには統一の商標の使用、品質水準、団体の構成等に関する要件を定めるための取組を支援した。2017 年 4 月、タイタバスケットはケニア産業財産庁へ団体商標として登録され、その後知財活用の普及啓蒙のため、本事業のプロモーションビデオが作成された²。

i. ARIPO 加盟国及びオブザーバー国の審査官のための PCT 国内移行段階審査サブリジョナルワークショップ(ジンバブエ)

PCT 国内移行審査の効率性と質を向上させ、さらに各国の国内段階における外部審査作業成果物の信頼性とその使用可能性を高めることを目的に、2017 年 9 月にジンバブエで開催された。ARIPO 並びに ARIPO 加盟国及びオブザーバー国から約 20 名の審査官が研修生として参加し、PCT 国内移行段階審査や関連する先行技術等全般に係る講義や、個別案件の国内移行段階審査についての実践演習・ケーススタディ等が行われた。日本国特許庁からは、「審査作業成果物の検索及び他の審査結果の活用」というテーマの下、日本国特許庁が海外の知財庁に対して提供している「高度産業財産ネットワーク³（AIPN）」や、特許審査ハイウェイ（PPH）の概要について、審査結果に関する情報共有制度の事例として紹介し、ワークシェアリングの重要性を説明した。

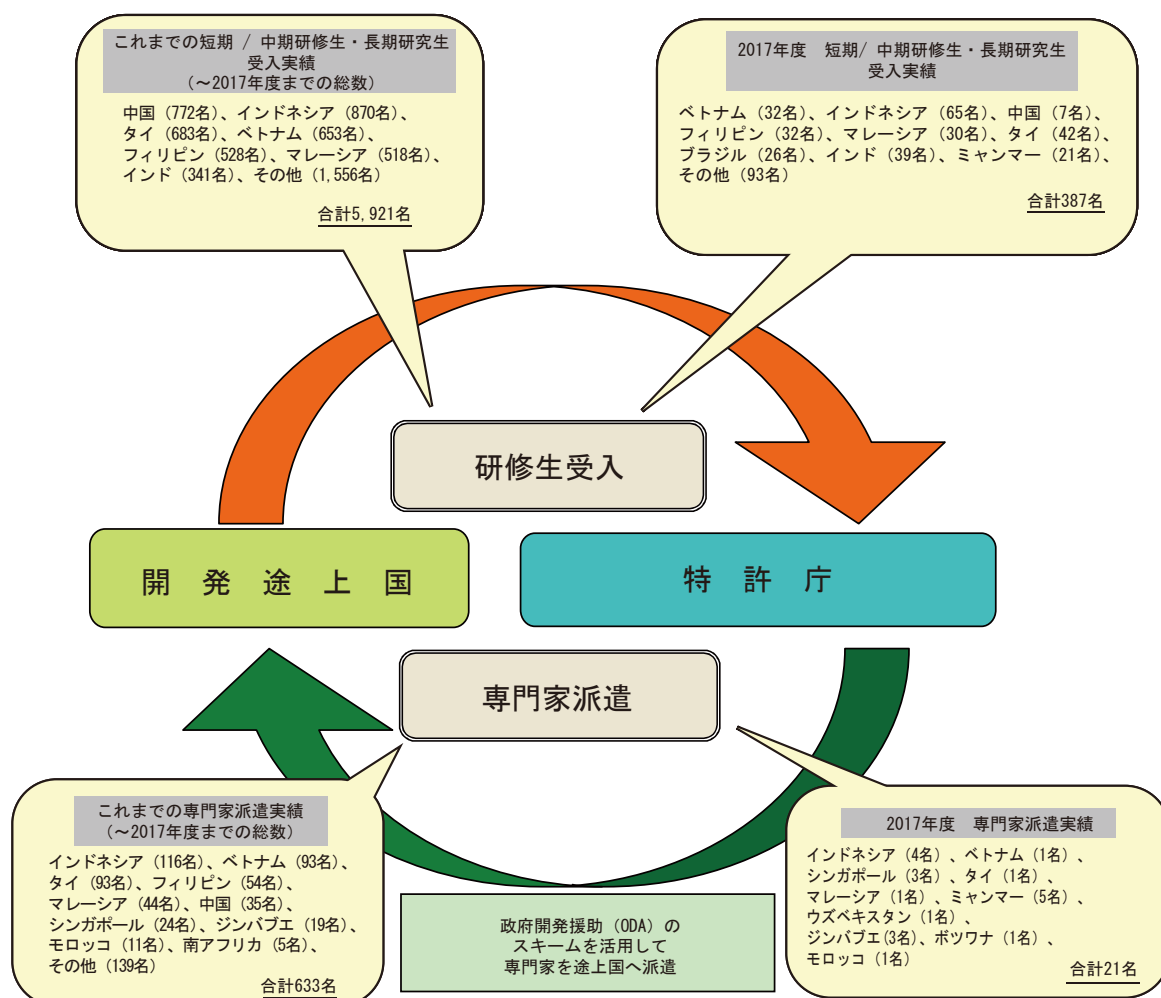
1 WIPO が開発した知財庁の業務プロセスをサポートするシステム。

2 http://www.wipo.int/cooperation/en/funds_in_trust/japan_fitip/news/2017/news_0001.html

3 詳細は第 3 部第 2 章 3. (3) ②. 日本国特許庁の審査関連情報の提供 参照。



3-2-1図 途上国等に対する人材育成協力の実績



ジャパンファンド 30 周年記念「WIPO ハイレベルフォーラム」の開催

日本国特許庁（JPO）と世界知的所有権（WIPO）は、2018 年 2 月 22 日～ 23 日に千葉県浦安市でジャパンファンド 30 周年記念「経済・社会・文化の発展のための知財制度の活用に関する WIPO ハイレベルフォーラム」を開催した。本フォーラムには開発途上国等の 54 か国・機関から知財庁長官を含む約 100 名が出席し、各国の知的財産制度の進展や今後の共通課題を提示しながら、今後のジャパンファンドを通じた協力について議論が行われた。

○開会挨拶及び基調講演

開会挨拶では、経済産業大臣政務官から、ジャパンファンドによる協力を全世界に広げ、拠出金額を協力地域・内容に見合う額に増額するよう取り組んでいくことが表明された。また、特許庁長官からは、今後のジャパンファンドの協力の方向性として、①地域ブランドの形成と国際市場への展開を知的財産の面から協力すること、②イノベーション創出のための知財活用に向けた協力を拡充することの 2 点が提案された。

その後の基調講演では、WIPO ガリ事務局長から、近年の知的財産の動向や WIPO における幅広い開発協力が紹介され、30 年にわたるジャパンファンドを通じた JPO の協力に謝意が示された。

○各セッションの議論

フォーラムは「Ⅰ：時代の要請に応じた知財制度の変遷」、「Ⅱ：イノベーションを促進するための知財政策の新たな課題」、「Ⅲ：知財の保護と活用のための情報化施策」、「Ⅳ：知財制度発展のための人材育成」の 4 つのテーマで構成され、各知財庁のパネリストから、取組や課題が紹介された。また、最後には「経済・社会・文化発展のための知財制度の活用と国際協力」をテーマに議論が行われ、特許庁が提案した今後のジャパンファンドの活用の方向性について賛同を得た。



開会挨拶を行う宗像特許庁長官



フォーラムの様子



左から 6 番目より右方向に、嶋野特許技監、宗像特許庁長官、ガリ WIPO 事務局長、高木 WIPO 事務局長補

(3)新興国の情報化等への協力

①ITインフラ整備に関する協力

ASEAN 諸国を始めとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするために、より効率的な知的財産行政のための IT インフラ整備が期待されている。

このような状況を踏まえて、ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上に寄与する IT インフラ整備を支援するため、これらの国々に対して、我が国から WIPO への任意拠出金を財源とした信託基金である WIPO ジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している。具体的には、ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援¹、ワークフロー最適化支援、新興国向け IT システムの開発支援、WIPO-CASE² 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構

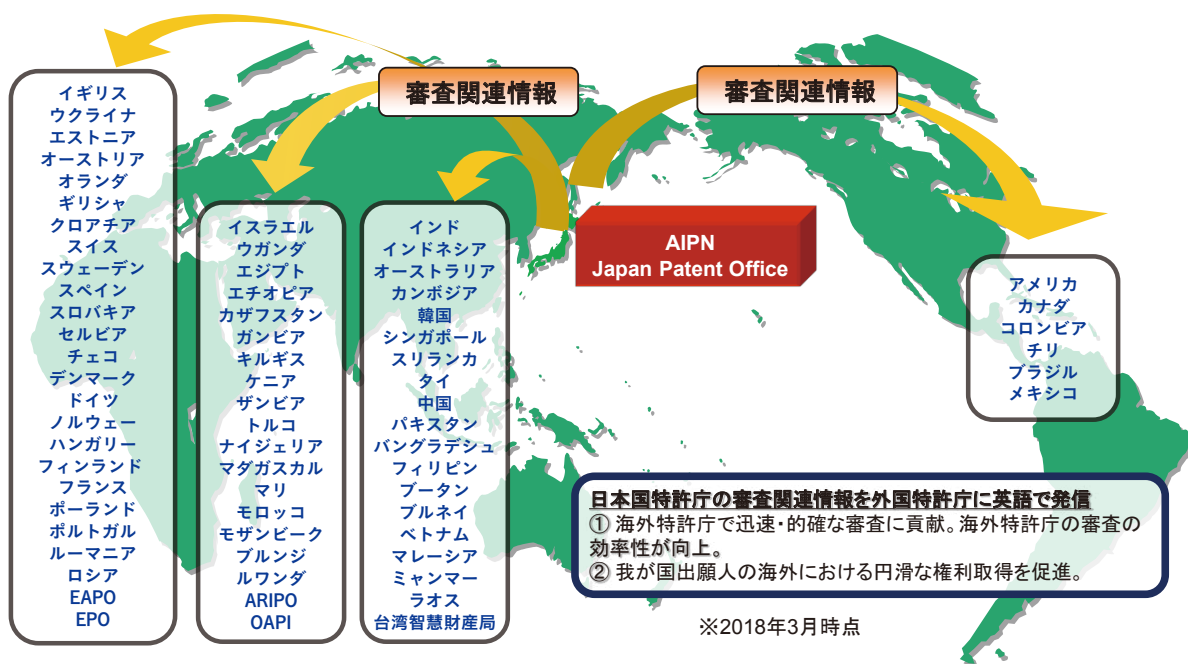
築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等³の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進などを行っている。

②日本国特許庁の審査関連情報の提供

特許出願に係る我が国の審査結果の有効活用を通じて海外の知的財産庁におけるワークロードの重複を軽減し、これらの知的財産庁における我が国の出願人の権利取得迅速化を目的として、日本国特許庁の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN: Advanced Industrial Property Network)」を海外の知的財産庁に提供している。

AIPN により、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2018 年 3 月現在、69 か国・機関において AIPN の利用が可能である。

3-2-2図 AIPN の利用可能国・機関



1 第2部第5章2.(4) ①出願書類等紙書類の電子化支援 参照
2 第2部第5章2.(4) ④WIPO-CASE 関連 参照
3 第3部第2章3.(2) ⑤e. WIPO-CASE ナショナルワークショップ 参照

4 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN 諸国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEAN をはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくことを目的として、2012 年 4 月から活動を行っている。加えて、2018 年 4 月には、さらなる活動拡大のため、従来の 2 倍となる 28 名まで人員を増加させ体制強化を行った。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせての研修を実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。2017 年度は、インド・ASEAN 諸国を中心とした新興国計 25 か国延べ約 570 名の審査官に対し審査実務指導を行った。

特に、2017 年度は、2016 年度に続き他庁の新人審査官研修への協力に注力した。2016 年度には、インド、タイに対して、大規模な新人審査官研修を実施したところ、2017 年度は、そのフォローアップとして、約 300 名のインド新人審査官、約 50 名のタイ新人審査官を対象とする技術分野別のより実践的な研修を実施し、新人審査官の育成における継続的な協力を進めた。また、ベトナムでは、

2016 年度のタイと同様に、ベトナムの新人審査官 9 名を含む審査官約 20 名に対し、2 週間にわたって特許審査実務の基礎を網羅的に指導するとともに、新人審査官の育成などベトナム内部で研修を提供する立場にあるトレーナー候補の審査官に対しても審査の指導方法に関する研修を実施するという、包括的な協力を行った。さらに、フィリピン、マレーシア、インドネシアでは、新人審査官を含む若手審査官を対象に、特定技術分野における審査実務指導を実施した。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行い、さらに、特許庁が作成した新興国向け研修テキストの配布や E ラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。



インドの新人審査官向けフォローアップ研修の様子



ベトナムの新人審査官向け研修の様子

新興国向け
研修テキスト

5 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、特許庁をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

(1) 模倣品問題の現状

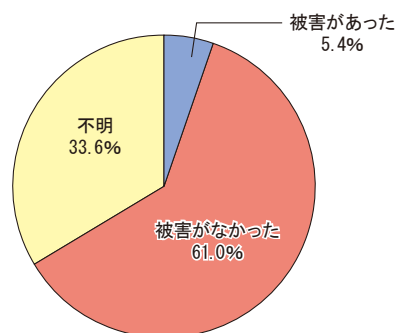
近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2018年3月2日付財務省の報道発表¹によると、2017年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は、前年から17.6%増加し、30,627件で、3年ぶりに3万件を超え、過去2番目の高水準となっている。

このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

日本国特許庁が実施した模倣被害実態調査によると、2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業のうち、同年度中に模倣被害を受けた企業数は、全体推計で、9,284社（全体の5.4%）であった。また、2016年度において我が国の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を含む。以下同じ。）である企業数は、全体推計で3,315社、経由国が中国である企業は、全体推計で2,066社、販売提供国が中国である企業数は、全体推計で2,623社であり、

3-2-3図

模倣被害者数の割合（全体推計値）

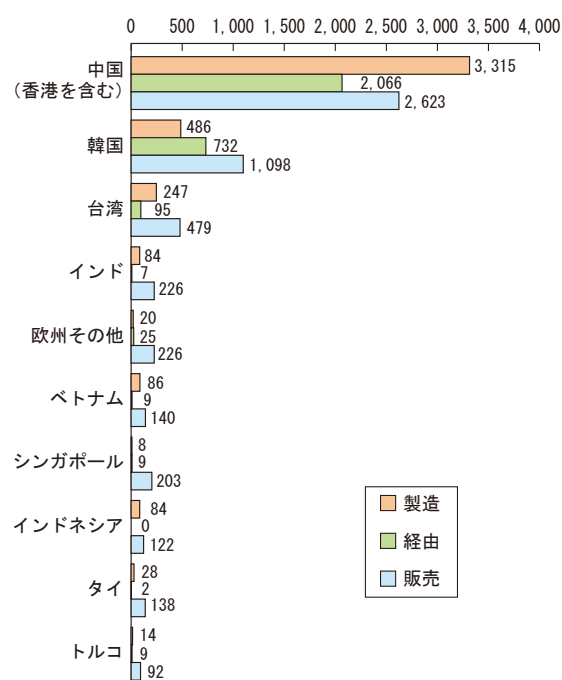


（備考）2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業に関する。

（資料）特許庁「2017年度模倣被害実態調査報告書」（2018年3月）

3-2-4図

国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）



（備考）2016年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業に関する。

（資料）特許庁「2017年度模倣被害実態調査報告書」（2018年3月）

¹ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2017/20180302.htm



いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁の取組

① 各国政府への働きかけと支援

2009年に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を研修生として日本に招へいして知的財産権制度に関する研修を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

また、2005年G8サミットにおいて、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」を我が国が提唱し、2011年10月の東京における署名式で我が国を含む8か国がACTAに署名した。ACTAは、模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、WTO/TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させたものであり、具体的には、税関の取締対象への輸出の追加、模倣ラベルの取引の違法化、視聴や使用を限定する機能を無効化する機器の取引の違法化等が規定されている。

ACTA締約国としては、二国間・複数国間協議等の様々な機会を利用して協定への理解を深めるとともに、アジア地域をはじめとし

た諸外国に対して協定への参加を促していくことが期待される。

② 産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2018年で16年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

日本国特許庁としても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用

新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

③模倣品対策に必要な情報の収集・提供

日本国特許庁では、海外における我が国企業の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、海外事務所（米国、ブラジル、欧州、中国、韓国、台湾、東南アジア、インド、ドバイ）に調査員を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表¹・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

④模倣品対策に関する相談への対応

特許庁では、「政府模倣品・海賊版総合窓口」²（経済産業省製造産業局模倣品対策室）及び関係省庁とも緊密な連携を図り、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2017年における警察等取締機関からの照会は1,667件であり、2016年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修に特許庁の意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。

1 <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>
2 <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>



模倣品・海賊版撲滅キャンペーン ～本物を買った。未来が笑った。～

特許庁では、2003 年から知的財産権保護に対する消費者意識の向上に向け、広報事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施している。

近年、手口の巧妙化やインターネット上の取引における被害の増加など、模倣品・海賊版の流通はますます複雑化・広範化しており、依然として模倣品・海賊版撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図っていかねばならない状況である。

2017 年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、消費が増えることで模倣品・海賊版に遭遇する機会が増えてくる 10 代後半の消費者を主なターゲットとして、「本物を買った。未来が笑った。」をキャッチコピーに、特許庁ウェブサイト内にキャンペーン用ウェブサイトを開設し、キャンペーンを展開した。また、模倣品問題の重要性を消費者に直接訴えかける場として全国 4 か所 5 日間の日程でイベントを開催し、模倣品・真正品の比較展示、クイズ等を実施した。延べ 5,500 名以上が来場した。

キャンペーンの効果として、イベント参加者の 97% が模倣品・海賊版の危険性を理解できたと回答した。また、本キャンペーンを認知している 10 代後半の消費者にアンケート調査を行ったところ、キャンペーン用ウェブサイト等の閲覧後、模倣品・海賊版の購入に対して否定的な態度（どんな理由でも購入、ダウンロードすべきでない）を示す割合が増加するなど、主観的意識の改善に働きかけることができた。

当該キャンペーンは消費者の模倣品・海賊版に対するモラル意識を確実に向上させている。特許庁は、今後も消費者の皆様に対して知的財産の重要性や模倣品の弊害を周知するための活動を行っていく。

2017 年度キャンペーンイメージ



6

経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進

これまで我が国は、経済的にも文化的にも関係の深いアジア諸国を中心に EPA の締結を積極的に行ってきた。こうした中、貿易・投資拡大に資する環境整備の取組の一環として知的財産分野についても EPA 交渉の一分野に含めている。知的財産分野での交渉において、我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、(i) 十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、(ii) 知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、(iii) 十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

我が国はこれまで、16 の EPA を発効・署名済みであり、これらの EPA では、手続の簡素化・透明化、知的財産権の保護強化やエンフォースメントの強化といった内容が盛り込まれており、TRIPS 協定の保護水準を上回る知的財産権保護の強化が規定されている。

(1)環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

2016 年 2 月、TPP 協定の署名がなされた。TPP 協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。TPP 協定の知的財産章は、これらの知的財産につき、TRIPS 協定を上回る水準の保護と、権利行使（民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等）について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

(特許分野)

- ・特許期間延長制度（出願から 5 年、審査請求から 3 年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入の義務付け。
- ・新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から 12 月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付け。

(商標分野)

- ・国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための商標法シンガポール条約の締結を義務付け。
 - ・商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
- なお、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をした

ため、米国以外の参加国 11 か国は、TPP 協定の早期発効に向けた検討を行い、TPP 協定のうち一部の項目（医薬品の特許期間延長や、前記の不合理な遅延に基づく特許期間延長等）の凍結を含む環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）に大筋合意した。2018 年 3 月には署名が行われている。

(2)交渉妥結済・交渉中の EPA

広域・大型の経済連携として、2017 年 12 月、欧州連合との日 EU・EPA に交渉妥結したほか、東アジア地域包括的経済連携（RCEP:Regional Comprehensive Economic Partnership）、日中韓 FTA の交渉を行っている。また、二国間では、トルコ等との EPA の締結に向け交渉を行っている。

(参考：発効・署名済みの EPA)

- ① 日・シンガポール EPA（2002 年 11 月発効）
- ② 日・メキシコ EPA（2005 年 4 月発効）
- ③ 日・マレーシア EPA（2006 年 7 月発効）
- ④ 日・チリ EPA（2007 年 9 月発効）
- ⑤ 日・タイ EPA（2007 年 11 月発効）
- ⑥ 日・インドネシア EPA（2008 年 7 月発効）
- ⑦ 日・ブルネイ EPA（2008 年 7 月発効）
- ⑧ 日・ASEAN 包括的 EPA（2008 年 12 月から順次発効）
- ⑨ 日・フィリピン EPA（2008 年 12 月発効）
- ⑩ 日・スイス EPA（2009 年 9 月発効）
- ⑪ 日・ベトナム EPA（2009 年 10 月発効）

- ⑫ 日・インド EPA（2011 年 8 月発効）
- ⑬ 日・ペルー EPA（2012 年 3 月発効）
- ⑭ 日・オーストラリア EPA（2015 年 1 月発効）
- ⑮ 日・モンゴル EPA（2016 年 6 月発効）
- ⑯ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定
（2016 年 2 月署名）（TPP11 協定は 2018 年
3 月署名）